

横浜市
障害者グループホーム
事務マニュアル

令和6年7月版

～ 問い合わせ先 ～

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 15階
横浜市 健康福祉局 障害施設サービス課
施設等運営支援係 共同生活援助担当
電話：045-671-3565
FAX：045-671-3566
e-mail：kf-syohome@city.yokohama.jp

～ はじめに ～

横浜市では国制度を踏まえた上で次の6つの要綱を制定し、グループホームの設置運営の安定に資するために独自の補助を行い、障害者プランに基づき必要なグループホームを計画的に整備しています。

「横浜市障害者グループホーム設置運営要綱」

「横浜市障害者グループホーム運営費補助要綱」

「横浜市障害者グループホーム設置費等補助要綱」

「横浜市重度化高齢化対応障害者グループホーム運営費補助要綱」

「横浜市障害者グループホーム単独加算支給要綱」

「横浜市外障害者グループホーム単独加算支給要綱」

補助にあたっては、国基準に加えて次の事項を定めています。

- ・設置及び運営主体は障害者の支援に関して相当の経験と実績を有するもの
- ・入居者数はサテライトを含め4人以上10人以下等
- ・消防設備は消防法施行令別表第1（6）項口に適合する基準（スプリンクラー設備は法令基準による）
- ・サテライト型住居の設置は本体グループホームが開所後1年以上を経過していること
- ・日中サービス支援型グループホームは、短期入所を併設型とし、短期入所の定員は、1ホームあたり1人、又は、1棟あたり1人とする

また、留意事項として、市内で障害者グループホームを初めて設置する法人は1ホームのみとすることや隣接するグループホームは2ホームまで等をお願いをしています。

「障害者の自立した生活の支援」を目的とする点をご理解の上、グループホームの設置運営にご協力いただきますようお願いいたします。

（注釈）

- ・「グループホーム」とは、「障害者グループホーム（共同生活援助）」のことです。

<参照資料等>

- 横浜市障害者グループホーム設置運営要綱
- 横浜市障害者グループホーム運営費補助要綱
- 横浜市障害者グループホーム設置費等補助要綱
- 横浜市重度化高齢化対応障害者グループホーム運営費補助要綱
- 横浜市障害者グループホーム単独加算支給要綱
- 横浜市外障害者グループホーム単独加算支給要綱
- 横浜市障害者グループホーム新規設置・移転に係る選定実施要領
- 横浜市指定障害福祉サービス事業者等指導及び監査実施要綱
- 横浜市民間障害福祉施設建設費補助金交付要綱
- 横浜市補助金等の交付に関する規則
- 横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例
- 訓練等給付費 横浜市単独加算サービスコード・単位数一覧表
- 障害福祉のあんない
- 障害福祉情報サービスかながわ <https://www.rakuraku.or.jp/shienhi/>
事業所情報や各種行政文書、県や市からのお知らせを見ることができます。
- かながわ福祉サービス振興会 <https://www.kanafuku.jp/>
グループホーム開設相談を委託しています。(電話 045-227-5692)
- 横浜市ホームページ (共同生活援助)
<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/fukushi/service/gh.html>

～ もくじ ～

第1節 グループホームの新設・移転について 5ページ

- 1 グループホームの新設について
- 2 設置の留意事項
- 3 グループホームの移転について
- 4 新設・移転のスケジュール
- 5 指定障害福祉サービス事業者の新規指定申請について
- 6 「障害者グループホーム設置協議書」または「障害者グループホーム設置運営変更申請書」の提出について
- 7 【業者コードー口座枝番】の登録について

第2節 運営体制等の変更について 10ページ

- 1 共同生活援助担当に提出が必要な変更項目
- 2 障害施策推進課に提出が必要な変更項目
- 3 国保連に提出が必要な変更項目
- 4 注意事項

第3節 設置費補助金について 11ページ

- 1 補助対象ホーム
- 2 交付申請書の提出時期
- 3 申請に必要な書類
- 4 整備費等の補助内容
- 5 初度調弁費の補助内容
- 6 消防設備について

第4節 改修費補助金について 14ページ

- 1 概要と申請時期
- 2 補助内容
- 3 補助要件
- 4 交付申請書の提出時期
- 5 交付申請に必要な書類
- 6 スケジュール（予定）

第5節 スプリンクラー設置費補助金について 16 ページ

- 1 概要と申請時期
- 2 補助内容
- 3 補助対象
- 4 スケジュール（予定）
- 5 一件あたりの物品購入費や総工事費等が 100 万円以上の場合

第6節 市単独加算・運営費補助金について 19 ページ

- 1 補助事業者の範囲
- 2 請求方法の概要
- 3 具体的な請求方法
- 4 加算の内容
- 5 補助の内容
- 6 かながわシステムの過誤再請求について

第7節 特定障害者特別給付費のシステム外請求について 28 ページ

- 1 概要と請求時期
- 2 請求に必要な書類

第8節 運営指導・監査について 28 ページ

- 1 運営指導の目的
- 2 根拠法令等
- 3 運営指導対象事業者の選定
- 4 実施時期
- 5 当日までの事務
- 6 当日の流れ【例】
- 7 運営指導結果
- 8 運営指導の事例について
- 9 運営指導と監査の違い

第1節 グループホームの新設・移転について

1 グループホームの新設について

横浜市では例年8～9月頃に、翌年度にグループホームの新設を計画し、市補助金の交付を希望する法人を、横浜市ホームページ等を通じて公募しています。

グループホームに係る要綱及び留意事項等をご確認のうえ、事業計画書を提出してください。ヒアリング等の選考を実施します。応募時期や提出書類等の詳細についてはホームページ等でご案内いたしますので、ご確認ください。

補助金の交付を受けずに新設を希望する場合は、共同生活援助担当（電話 045-671-3565）にご相談ください。

2 設置の留意事項

次の項目を満たしていないグループホームについては、補助対象と認められません。十分にご確認のうえ、事業計画書を提出してください。

(1) 運営法人について

- ①横浜市障害者グループホーム設置運営要綱第4条の基準を満たしてください。
- ②応募時点の定款に「障害福祉サービス事業」を行う旨が記載されていない法人は対象外です。
- ③過去に不正受給等による補助金返還請求を受けている法人は対象外です。

(2) 応募できるホーム数について

- ①設置費等補助を受けて設置した実績がない法人は「1ホーム」のみ応募できます。
- ②設置費等補助を受けて設置してからの運営実績が1年未満（申込締切時）の法人は「2ホーム」まで応募できます。
- ③設置費等補助を受けて設置してからの運営実績が1年以上の法人は運営及び支援可能の範囲内で応募してください。

なお、申込数が多い場合は、多くの法人に運営していただきたい趣旨から、複数ホームで基準点を満たしていても、未承認となることがあります。（例. 3ホーム申し込んでいたが、承認2ホーム、1ホーム不承認）

(3) 設置（建設）について

- ①障害者総合支援法、建築基準法、消防法（※1）、横浜市福祉のまちづくり条例（※2）等、関係法令の基準を全て満たしてください。また、既存住宅をグループホームとして利用する場合は、「共同住宅・寄宿舍」としての基準に適合させる必要性の有無を確認してください。

※1 スプリンクラー設備については、下記に記載する消防法施行令別表第一第6項(ロ)に該当するグループホームに加え、設置時点で非該当であっても、入居者の障害支援区分の変動や入退居等を考慮し、グループホームを新規設置する時点で、スプリンクラーを設置するよう努めてください。

※2 横浜市福祉のまちづくり条例におけるグループホームは、「共同住宅・寄宿舍」として取り扱います。

②同一敷地内又は隣接地に設置できるグループホームは、同一法人・別法人に係わらず「2ホーム」までです。(市街化調整区域の場合は、(4)②を参照)

③1つの建物内に複数のグループホームを設置する場合、その入居定員の合計数は、新築の建物の場合は10人まで、既存の建物の場合は20人までです。

④日中サービス支援型の定員は1ホーム10人まで、1棟あたり20人までです。短期入所は併設型とし、定員は1ホームあたり1人、又は、1棟あたり1人とします。

⑤令和6年度に設置する場合は、令和7年3月1日までに開設できる計画にしてください。原則として、翌年度への繰越しはできません。

(4) 設置場所について

①設置場所が決まっていなくても応募できます。

②市街化調整区域に設置する場合(問合せ先: 建築局調整区域課 045-671-4521)

・横浜市内でグループホームを初めて設置する法人は市街化調整区域に設置することはできません。

・横浜市開発審査会提案基準第29号「障害者グループホームの建築行為等の特例措置」の基準を満たしてください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/takuchi/choseikuiki/default2019.html>

・「既存の障害者グループホームの敷地から250m以上離れていること」については、最新の「障害福祉のあんない」をご確認のうえ、共同生活援助担当(電話045-671-3565)に、当該範囲内のグループホームの有無を確認してください。

・横浜市開発審査会提案基準第26号「市街化調整区域となった時点から引き続き宅地である土地において行う建築行為等の特例措置」に該当する土地での設置も可能です。

(5) 入居者について

入居者は1人以上公募してください。共同生活援助担当に募集チラシと空室状況入力ファイル(掲載場所はグループホーム担当 045-671-3565 へご連絡ください)を提出のうえ、各区及び関係機関を通じて公募していただきます。

(6) モニタリングを受けることについて(※)

運営開始後概ね1年以内に、障害者支援センターが実施する「モニタリング」を受けて頂きます。

(※) モニタリングとはグループホーム運営や支援内容に人権尊重の姿勢が導入されているか、また実際に障害者の人権が守られているかを見守るために行われるものです。

福祉専門家、学識経験者、弁護士等で構成するモニター委員が複数人で訪問し、入居者、運営者、職員に個別にお話を伺います。

(7) その他

事業計画書と実際の設置運営内容が大きく乖離する場合は、内示を取消す場合があります。

3 グループホームの移転について（対象：市内でグループホームを運営中の法人）

例年8～9月頃に、翌年度にグループホームの移転を計画し、市補助金の交付を希望する法人を募集しています。

グループホームに係る要綱及び留意事項等を確認のうえ、意向調査票を提出してください。ヒアリング等の選考を実施します。

提出書類等の詳細については、運営法人あてにご案内します。

4 新設・移転のスケジュール ◎は法人が作業（提出・連絡）するものです。

時 期		事務内容
設置前年度	8月～9月頃	◎事業計画書（新設）又は意向調査票（移転）の提出
	10月～12月頃	・ヒアリング実施
	3月下旬	・内示通知の交付 ◎設置計画予定表の提出
設置年度	<u>市街化調整区域の物件の場合</u> 内示後～6月頃	◎対象物件証明書発行依頼の提出 ⇒健康福祉局から建築局に物件証明書を発行 ⇒（提出翌月以降）開発審査会幹事会 ⇒（幹事会承認翌月以降）開発審査会 ⇒（審査会承認後）開発許可
	設置前に、随時連絡及び提出するもの	◎設置場所（変更や新たに決定した場合） ◎平面図、立面図、配置図（基準の確認） ◎入居者募集のちらし（新設の場合） ◎その他、計画の変更等
	設置の14日前まで	◎設置協議書又は変更申請書の提出 ⇒設置承認（不承認）通知の交付
	設置の前後	◎設置費補助金交付申請書の提出 ⇒補助金交付決定通知書兼確定通知書の交付 ⇒◎請求 ※業者コードの登録

5 指定障害福祉サービス事業者の新規指定申請について

(問合せ先：障害施策推進課 045-671-3601)

(1) 新規指定書類の提出

指定を希望する月の前々月 15 日～前々月末までに申請書類一式を作成の上、障害施策推進課施策調整係宛てに郵送又は持参により提出してください。

<提出先>

〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10

横浜市 健康福祉局 障害施策推進課 施策調整係 宛

※郵送の際は、封筒に「新規指定申請書類 在中」と記載してください。

※連絡先メールアドレス及び担当者名を明記した書類(名刺で可)を同封してください。

<申請書類の掲載場所>

ウェブサイト「障害福祉情報サービスかながわ」の「書式ライブラリ」よりダウンロード「書式ライブラリ」⇒「2. 横浜市からのお知らせ」⇒「②-1 新規指定に関する届出様式(障害者総合支援法 相談系以外)」

(URL:<https://shougai.rakuraku.or.jp/search-library/lower-3-3.html?topid=2&id=45>)

※様式や必要書類は、県・指定都市・中核市で異なりますのでご注意ください。

(2) 申請書類の補正(事前審査)

障害施策推進課で書類の内容を確認し、メールで修正箇所や不足書類等のお知らせいたします。指摘のあった書類を訂正の上、指定予定日の前月 15 日(土曜・日曜・祝日の場合はその前営業日)までに障害施策推進課施策調整係宛てに再提出をします。

15 日までに要件が満たされない場合は受理されず、翌月 1 日付の指定は受けられません。

(3) 本審査

前月 15 日～約 2 週間、障害施策推進課施策調整係で受理した指定申請書(確定版)の審査等を行い、欠格事由や不備等が無ければ指定日までに当該事業所宛てに指定書を郵送により交付します。これをもって、指定障害福祉サービス事業者の指定となります。

6 「障害者グループホーム設置協議書」または「障害者グループホーム設置運営変更申請書」の提出について

(1) 提出時期

グループホーム設置日の14日前までに、共同生活援助担当に提出してください。

(2) 提出書類 (参照) 横浜市障害者グループホーム設置運営要綱

<新設> 「障害者グループホーム設置協議書 (第1号様式)」 及び添付書類

<移転> 「障害者グループホーム設置運営変更申請書 (第5号様式)」 及び添付書類

(3) 注意事項

- ① ホーム名称について、既存ホームで用いられている名称は原則として使用できません。「障害福祉のあんない」等で確認するようにしてください。
- ② 新設は、運営開始後に、障害者支援センターのモニタリングを受けていただきます。
- ③ その他、設置上の留意点等に反することが分かった場合、設置を認められないことがあります。

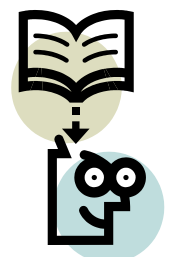
7 【業者コードー口座枝番】の登録について (問合せ先: 会計室管理課 045-671-2988)

横浜市から補助金をお支払いする際に使用する「業者コードー口座枝番」の登録をお願いします。発行された【業者コードー口座枝番】を請求書等に記載するだけで、振込先口座の記載が不要になります。

申請は、「資格審査申請システム」により行います。

申請方法につきましては、横浜市ホームページ-振込先口座登録【業者コードー口座枝番】のページにある随時申請ガイド (<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/kaikei/shiharai/kouza-touroku.html>) をご覧ください。

また、登録後、基本情報や口座情報等に変更が生じた場合は、届出が必要です。「資格審査申請システム」から速やかに手続をお願いします。



第2節 運営体制等の変更について

グループホームの運営体制等を変更する場合、事前に承認を要する項目や、変更後に報告を要する項目があります。次の項目を確認し、書類のご提出をお願いします。

特に、定員変更の届け出を忘れるケースが多く発生しています。必ずご提出ください。

1 共同生活援助担当に提出が必要な変更項目（問合せ先：共同生活援助担当 045-671-3565）

変更項目	提出時期	提出書類
ホーム名称	事前提出 (14日前まで)	障害者グループホーム 設置運営変更申請書 (第5号様式)
ホーム住所（移転）		
定員の増減		
運営体制（平日・土日運営、夜間体制の有無、バックアップ施設等）		
サテライトの追加・廃止 空室確保の有無		
法人代表者（理事長等）	随時	履歴事項全部証明書等

2 障害施策推進課に提出が必要な変更項目（問合せ先：障害施策推進課 045-671-3601）

事業者指定や体制届に係る変更については、障害施策推進課へご確認ください。

3 国保連（神奈川県国民健康保険団体連合会）に提出が必要な変更項目

自立支援給付費の振込口座の変更（問合せ先：国保連 045-329-3416）

4 注意事項

- (1) ホーム名称については、既存ホームで用いられている名称は使用できません。
「障害福祉のあんない」等で確認してください。
- (2) 権利取得費、家屋改造費、消防設備やバリアフリー工事等について市の補助を受けたグループホームの移転を検討している場合は、共同生活援助担当に必ずご相談ください。
補助金の返還が発生する場合があります。

第3節 設置費補助金について

(参照) 横浜市障害者グループホーム設置費等補助要綱

1 補助対象ホーム

設置前年度に設置及び移転の内示を受けているグループホームで「障害者グループホーム設置承認通知（移転の場合は「障害者グループホーム設置変更承認通知）」の交付を受けたグループホームが対象です。

設置後5年以内にグループホームを廃止した場合、原則として全額返還となります。

2 交付申請書の提出時期

原則、実績払いです。設置費用の確定（領収書等が揃った）後、速やかに提出してください。年度末は込み合いますので、なるべく2月末までに提出をしてください。

3 申請に必要な書類

「障害者グループホーム設置費等補助金交付申請書兼実績報告書（第1号様式）」とともに、該当の添付書類をご提出ください。

<添付書類>（(5) から (11) は該当する場合に添付する。）

- (1) 運営状況報告書（第2号様式）（サテライト型住居は運営状況報告書（第2号様式の2）
- (2) 収支決算書（第3様式）
- (3) 直近の決算書及び財産目録その他税務申告書類一式
- (4) その他市長が必要と認める書類
- (5) 建物の権利取得費を補助対象経費とする場合
建物の賃貸借契約書、権利取得に要した費用の記載された書類及びその領収書の写し
- (6) 建物の建築費を補助対象経費とする場合
建物の建築に要した費用の内訳が記載された書類及びその領収書の写し
- (7) 家屋改造費を補助対象経費とする場合
家屋改造に要した費用の内訳が記載された書類、その領収書の写し及び家屋改造をした箇所の図面
- (8) スプリンクラー設置費を補助対象経費とする場合
スプリンクラーの設置に要した費用の内訳が記載された書類、その領収書の写し、スプリンクラー設置箇所の図面及び消防設備関係書類
- (9) 初度調弁費を補助対象経費とする場合
当該初度調弁費にかかる物品（1品目3,000円未満の物品を除く。）の領収書の写し
- (10) 1件の金額が100万円以上の費用を補助対象経費とする場合
2者以上の市内事業者から徴収した見積書等の写し及び履歴事項全部証明書又は個人事業主の住民票の写し（市内事業者が、横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）第7条に規定する一般競争入札有資格者名簿における所在地区分が市内である者の場合は、一般競争入札有資格者名簿の写し）

(11)別表1の設置費補助金(2)、(3)又は(4)を申請する場合は、障害者グループホーム設置事業計画書(第4号様式)、工事内訳書、仕様書、配置図、平面図、立面図、各室面積表、工程表、当該工事に係る収支決算書、法人の定款、法人の役員名簿等のうち、市長が必要と認める書類

4 整備費等の補助内容

(1)整備費(設置費補助金①)

補助項目		補助対象	補助上限額
整備費	権利取得費	<ul style="list-style-type: none"> 保証金、礼金、仲介手数料等の初期費用 ※敷金等の債務保証の性質を持つものは、補助対象外 ※家賃は補助対象外(運営費補助金の対象) 	スプリンクラーなし 3,000,000円
	家屋改造費	<ul style="list-style-type: none"> バリアフリー工事 消防設備整備工事(スプリンクラー含む) その他、入居者の支援に要すると認められる家屋改造工事 	スプリンクラーあり 4,000,000円

(2)権利取得費、施設整備費(設置費補助金②)

既存の賃貸物件のうち、国庫補助の補助対象と認められた場合

補助項目		補助対象	補助上限額
権利取得費		<ul style="list-style-type: none"> 保証金、礼金、仲介手数料等の初期費用 ※敷金等の債務保証の性質を持つものは、補助対象外 ※家賃は補助対象外(運営費補助金の対象) 	1,000,000円
施設整備費		<ul style="list-style-type: none"> 国が補助対象として認めたもの バリアフリー工事 消防設備整備工事(スプリンクラー含む) その他、グループホームの基盤整備等(ホーム敷地内の工事に限る) 	スプリンクラーなし 3,000,000 ※ スプリンクラーあり 4,000,000 ※

※法人が補助対象経費の内、1/4以上を負担した場合に上限額の範囲内で補助

※厚生労働省等より短期間で非常に多くの書類の提出を求められます。

(3) 施設整備費（設置費補助金③④）

法人所有物件のうち、国庫補助金の補助対象と認められた場合

補助項目		補助対象	補助上限額
設置費補助金③	施設整備費（新築）	国庫補助金の対象となった 施設整備費 ※土地取得費は補助対象外	9,000,000 円 ※
設置費補助金④	施設整備費（改修）		4,000,000 円 ※

※法人が補助対象経費の内、1 / 4以上を負担した場合に上限額の範囲内で補助

※厚生労働省等より短期間で非常に多くの書類の提出を求められます。

（例）設置費補助金(3) 施設整備費（新築）の場合

補助対象経費が 12,000,000 円以上の場合、9,000,000 円を補助

5 初度調弁費の補助内容（設置費補助金①、②、③、④共通）※注 移転の場合は対象外

補助上限額	500,000 円
補助対象	<ul style="list-style-type: none"> ・入居者が共用する家具・家電、什器（冷蔵庫、洗濯機、テーブル、イス等） ・入居者の支援に資する備品等（請求事務に用いるパソコン等）
補助対象外	<ul style="list-style-type: none"> ・税込み単価 3,000 円未満のもの、消耗品等 ・初度調弁に該当しないものや入居者の支援に資すると認められないもの等

6 消防設備について（問合せ先：各区の消防署）

平成 26 年 4 月の消防法施行令改正に伴い、自力で避難することが困難な者が主に入居するグループホーム（障害支援区分 4 以上のものが、入居者の 8 割を超える場合）においては、スプリンクラー設備の設置が必須となりました。設置にあたっては、設置費補助金①～④の家屋改造費等や既存グループホームへのスプリンクラー設置費補助を活用するか、全額法人負担となります。設置基準を満たさない場合、消防法施行令違反物件となり、グループホームとして認められなくなる場合があります。

また、スプリンクラー設備以外については、消防法施行令別表第 1（6）項ロ※に適合する基準を満たしていることが補助金交付の条件になっています。（6）項ハのホームであってもスプリンクラー設備以外は（6）項ロの基準を満たしてください。消防の基準とは違いますのでご注意ください。

※（6）項ロの設備（スプリンクラー以外の部分）

＜必ず設置する設備＞

消火器、自動火災報知設備、火災通報装置（自動火災報知設備と連動して起動する）、誘導灯

＜要件に応じて設置するもの＞

屋内消火栓設備、漏電火災警報器、非常警報設備、避難器具

第4節 改修費補助金について

(参照) 横浜市障害者グループホーム設置費等補助要綱

1 概要と申請時期

グループホームを利用する障害者が高齢になり、それに伴う身体機能の低下等により、従来のグループホームの設備で生活することが困難となる場合でも居住しているホームで安心して生活し続けることができるようバリアフリー等改修に係る経費を補助します。

国庫補助を活用する見込みのため、1件 300,000 円以上(税込)の工事が対象となります。国庫補助申請の受付は、原則年1回、前年度の3月頃を想定しています。

例年、12月～1月頃に、運営法人へ事前調査を実施し予算の範囲内で国と協議します。

2 補助内容

補助上限額	算定方法	補助対象
2,000,000 円	当該経費の実支出額と補助上限額のうち、少ない方の額	障害者グループホームの共有部分(入居居室、事業者専用スペース以外の部分)におけるバリアフリー工事費

3 補助要件

- (1) 賃貸物件の場合、賃貸主から家屋改造工事について同意を得ていること。
- (2) 工事について、未契約・未着手であること。

4 交付申請書の提出時期

原則、実績払いです。

改修費用の確定(領収書等が揃った)後、速やかに提出してください。

5 交付申請に必要な書類

「障害者グループホーム設置費等補助金交付申請書兼実績報告書(第1号様式)」とともに、該当の添付書類をご提出ください。

<添付書類>

- (1) 運営状況報告書(第2号様式)(サテライト型住居は運営状況報告書(第2号様式の2))
- (2) 収支決算書(第3様式)
- (3) 直近の決算書及び財産目録その他税務申告書類一式
- (4) その他市長が必要と認める書類
- (5) 家屋改造費を補助対象経費とする場合

家屋改造に要した費用の内訳が記載された書類、その領収書の写し及び家屋改造をした箇

所の図面

(6) 1 件の金額が 100 万円以上の費用を補助対象経費とする場合

2 者以上の市内事業者から徴収した見積書等の写し及び履歴事項全部証明書又は個人事業主の住民票の写し（市内事業者が、横浜市契約規則（昭和 39 年 3 月横浜市規則第 59 号）第 7 条に規定する一般競争入札有資格者名簿における所在地区分が市内である者の場合は、一般競争入札有資格者名簿の写し）

6 スケジュール（予定）

時 期	内 容	
12 月～1 月頃	横浜市 ⇒ 法人 法人 ⇒ 横浜市	次年度の工事希望調査 事前調査書類の提出
2 月～3 月頃	法人 ⇒ 横浜市 ⇒ 国	事前協議書類の提出
5 月～7 月頃	国 ⇒ 横浜市 ⇒ 法人	選定結果通知（内示）
内示後 ※必要に応じて、設計 を実施してください。	法人	理事会で入札等について審議・承認
	法人 ⇒ 工事業者	見積又は入札を実施の上、契約 ⇒ 工事着工 ⇒ 工事完了
	法人 ⇒ 工事業者	工事業者に支払い
工事業者に支払い後	法人 ⇒ 横浜市	補助金交付申請書の提出
3 月末まで	横浜市 ⇒ 法人 法人 ⇒ 横浜市 横浜市 ⇒ 法人	補助金交付決定通知 請求書の提出 補助金支出（3 月末日まで）



第5節 スプリンクラー設置費補助金について

(参照) 横浜市民間障害福祉施設建設費補助金交付要綱

1 概要と申請時期

国庫補助を活用したスプリンクラー設置費補助を実施しています。国庫補助申請の受付けは、原則年1回、前年度の3月頃を想定しています。

例年、国庫補助申請受付け前の12月～1月頃に、運営法人へ事前調査を実施し、予算の範囲で国と協議をする予定です。

2 補助内容

補助上限 (令和5年度)	補助基準
23,400 円/㎡ (ポンプユニットが必要な場合は、3,090,000 円を加算)	当該経費の実支出額と左記上限のうち少ない方の額 <補助率 工事費の3/4>

※上記は令和5年度時点の補助上限額です。

厚生労働省より正式な協議がされた際に提出いただく工事見積書に基づき補助予定額が算定されます。申請後の工事の増額等は原則として法人負担となります。

国庫補助の規程により、工事事務費は補助対象工事の2.6%が補助対象経費となります(設計費は対象外のため、主に印紙代が対象です)。

3 補助対象

(1) 補助対象ホーム

事前調査時に横浜市内で指定障害者グループホームとして設置されているホーム

(2) 補助対象範囲

グループホーム部分

※他事業と合築等の場合は、原則グループホーム部分のみが補助対象ですが、他事業との共有部分のみ按分して対象とする場合があります。

(3) 補助対象工事

①スプリンクラー設置工事 (ポンプユニットを含む)

②スプリンクラー設備の代替えとしての性格を有するパッケージ型自動消火設備についても同様の取扱いとします。

ただし、次の条件のいずれかを満たす場合についてのみ認められます。

ア 水源やポンプ室等の設置が土地の制約上困難な場合

イ 建物の構造上配管工事が困難である場合

ウ スプリンクラー設備の設置工事により、入所者処遇等に相当な困難を生じることが認められる場合

エ その他、上記以外にスプリンクラー設備の設置が相当困難と認められる場合

(4) 補助要件

- ①賃貸物件の場合、家主から家屋改造工事について同意を得ていること。
- ②工事について未契約、未着手であること。
- ③前年度までにスプリンクラー設置工事に係る補助金を受けていないこと。
- ④必要に応じて工事設計に係る審査を受けること。

(5) 対象要件

- ①ホームの移転を検討している場合は、申請できません。
- ②補助金交付後、厚生労働省告示第 384 号で定める期間内に移転又は取り外し等をした場合には、補助金の一部または全額を返還いただく場合があります。

(6) 注意事項

- ①国や市の予算の都合等により、選定の結果、補助対象とならない場合があります。
- ②国庫補助を活用するため、短期間で非常に多くの書類をご提出いただきます。
- ③年度内事業のため、年度末までに本市から法人への支払いが完了しなかった場合は補助対象外となります。

4 スケジュール（予定）

時 期	内 容	
12月～1月頃	横浜市 ⇒ 法人 法人 ⇒ 横浜市	次年度の工事希望調査 事前調査書類の提出
2月～3月頃	法人 ⇒ 横浜市 ⇒ 国	事前協議書類の提出
5月～7月頃	国 ⇒ 横浜市 ⇒ 法人	選定結果通知（内示）
内示後 ※必要に応じて、設計を実施してください。	法人	理事会で入札等について審議・承認
	法人 ⇔ 横浜市	補助金交付申請書の提出 ⇒ 交付決定
	法人 ⇒ 工事業者	契約 ⇒ 工事着工 ⇒ 工事完了
	法人 ⇔ 横浜市	実績報告の提出 ⇒ 交付確定
	法人 ⇒ 横浜市	請求書の提出
3月末日まで	横浜市 ⇒ 法人	補助金の支払い

5 一件あたりの物品購入費や総工事費等が100万円以上の場合

1件の工事の請負、物品の購入、業務の委託等（以下、「工事等」と言う。）の金額が100万円以上になると見込まれる場合には、原則として、横浜市内事業者により入札を行うか、又は2人以上の市内事業者から見積書の徴収を行うことが必要となります。

上記を満たさない工事等については、原則として補助対象となりませんので、必ず次の項目をご確認ください。

個別の案件が生じた際は、必ず、共同生活援助担当にお問い合わせください。

(1) 市内業者として認められるもの

① 横浜市の有資格者名簿に登録されている事業者の場合

横浜市ホームページに掲載の「ヨコハマ・入札のとびら」の有資格者名簿一覧（工事、物品・委託等、設計・測量等の種類は問いません。）において「所在地区分」が「市内」となっているもの。

所在地区分が「準市内」「市外」となっている事業者は補助対象外です。

<http://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/keiyaku/info.html>

② 横浜市の有資格者名簿に登録されていない事業者の場合

(ア) 商業登記等の登記に記載されている本店所在地が横浜市内である。

(イ) 商業登記がされていない場合は、代表者の住民票等の記載住所が横浜市内である。

※注 事業所の所在地が市内であっても、事業者の本社が市外である場合は原則として補助対象として認められません。

また、本店所在地が書類によって確認できない場合も、補助対象外となります。

(2) 提出する書類

① 市内業者による入札を行ったことが分かる書類または2者以上の市内業者からの見積書

② 入札または見積りを行った事業者が市内業者であることを証する書類

（例）横浜市の有資格者名簿の掲載ページを印刷したもの、履歴事項全部証明書など

(3) 市内業者により工事等を行うことが困難な場合

工事等の性質上、特定事業者に発注せざるを得ない場合や、市内事業者では施工、調達が困難なことが明らかな場合等については、準市内・市外事業者による入札又は見積書の徴収を行い、発注することが出来ます。

（例）

＜特許、研究設備等＞・特殊な技術や経験・知識を特に必要とするなど、施工実績がある市内事業者がいない工事

＜医療器具等＞・特殊な物品で、購入先が特定されるなど、契約の目的物が特定の者でなければ納入できないもの

＜その他＞・継続的に行っている工事、既存設備のメンテナンスなど

第6節 市単独加算・運営費補助金について

1 補助事業者の範囲

障害者グループホームを運営するもので、新規設置にかかる設置意向について市と協議し、横浜市障害者グループホーム設置運営要綱第6条第1項に定める設置承認を受けたものに限ります。

2 請求方法の概要

	入居者の状況	加算・補助	請求方法
(1)	横浜市の区役所が受給者証を発行している。	建物借上加算 水道料金加算 介護支援加算 運営基本費 サービス管理費	毎月、かながわシステムで請求 (例) 4月分を5月の請求期間に「かながわシステム」で請求します。
(2)	市外の自治体が受給者証を発行し、当該自治体から補助を受けていない。	建物借上加算 水道料金加算 介護支援加算	四半期ごとに、横浜市に請求書を提出
(3)	市外の自治体が受給者証を発行し、当該自治体から補助を受けている。	介護支援加算	四半期ごとに、横浜市に請求書を提出
(4)	空室 (サテライト実施期間中の本体住居の空室確保を含む)	建物借上補助 要介護支援費	2月に横浜市に交付申請書を提出 (例) 1年度分(4～3月分)を2月に申請

3 具体的な請求方法

(1) 横浜市の区役所が受給者証を発行している入居者

(参照) 横浜市障害者グループホーム単独加算支給要綱

・かながわシステムで、毎月、「建物借上加算」、「水道料金加算」、「介護支援加算」、「運営基本費」、「サービス管理費」を請求します。国保連から請求に基づき支払われます。

ただし、体験利用者に関しては、「運営基本費」、「サービス管理費」のみ請求します。

・請求コード表は、自立支援給付費等支払システムで確認、又は市ホームページをご覧ください。

<請求にあたって、事前に提出する書類>

- ・単独加算受給予定書（第1号様式、サテライト型住居は第1号様式の2）
- ・変更するときは、請求する月の前月までに、単独加算受給予定書（第1号様式、サテライト型住居は第1号様式の2）

<請求コードについて>

・「建物借上加算」

建物借上加算は、月額家賃の1/2を定員で除した額と上限額を比べて少ない方の額となります。

市街化区域・市街化調整区域、定員（4人から10人）ごとに、上限額の請求コードを定めています。当該加算が上限額となる場合は、それぞれの請求コードにより請求してください。

当該加算が上限額と比べて少ない額となる場合は、「建物借上(単位数未満)」と定めた請求コードを用いて、「月額家賃の1/2を定員で除した額」を直接入力の上請求してください。

算定対象は月の初日時点の入居者となります。日割り計算は行いません。

・「水道料金加算」

水道料金加算は、1人月額上限1,300円です。当該加算を定める請求コードにより請求してください。

算定対象は月の初日時点の入居者となります。日割り計算は行いません。

なお、実支出額が、上限額に達しない場合は、個別にご相談ください。

・「介護支援加算」

介護支援加算は、夜間支援体制の有無、定員（4人から10人）ごとに、請求コードを定めています。

それぞれ該当する請求コードにより請求してください。

算定対象は月の初日時点の入居者となります。日割り計算は行いません。

なお、実支出額が、上限額に達しない場合は、個別にご相談ください。

・「運営基本費」

運営基本費は、障害支援区分、定員（4人から7人以上）ごとに、請求コードを定めています。

それぞれ該当する請求コードにより請求してください。

月の途中で入退居があった場合は、日割り計算とします。

なお、月途中で障害支援区分に変更があった場合は、変更前の区分で請求し、翌月から変更後の区分で請求してください。

・「サービス管理費」

サービス管理費は一律 5,000 円となります。
日割り計算は行いません。

(2) 横浜市以外の自治体が発給者証を発行し、当該自治体から補助を受けていない入居者
(参照) 横浜市障害者グループホーム単独加算支給要綱

<請求にあたって、事前に提出する書類>

- ・単独加算受給予定書（第 1 号様式、サテライト型住居は第 1 号様式の 2）
- ・変更するときは、請求する月の前月までに、単独加算受給予定書（第 1 号様式、サテライト型住居は第 1 号様式の 2）
- ・四半期ごとに「建物借上加算」、「水道料金加算」、「介護支援加算」の請求書

<請求書類>

- ①単独加算請求書（第 2 号様式）
- ②単独加算明細書（第 3 号様式）
- ③実績記録票の写し
- ④受給者証の写し
- ⑤家賃を証する書類の写し
- ⑥その他市長が必要と認める書類

(3) 横浜市以外の自治体が発給者証を発行し、当該自治体から補助を受けている入居者
(参照) 横浜市障害者グループホーム単独加算支給要綱

<請求にあたって、事前に提出する書類>

- ・単独加算受給予定書（第 1 号様式、サテライト型住居は第 1 号様式の 2）
- ・変更するときは、請求する月の前月までに、単独加算受給予定書（第 1 号様式、サテライト型住居は第 1 号様式の 2）
- ・四半期ごとに、「介護支援加算」の請求書

<請求書類>

- ①単独加算請求書（第 2 号様式）
- ②単独加算明細書（第 3 号様式）
- ③実績記録票の写し
- ④受給者証の写し
- ⑤その他市長が必要と認める書類

(4) 空室分（サテライト実施期間中の本体住居に係る家賃補助を含む）

（参照）横浜市障害者グループホーム運営費補助要綱

- ・「建物借上補助（サテライト実施期間中の本体住居に係る家賃補助を含む）」、「要介護支援費」について、2月に交付申請書を横浜市に提出し、交付決定を受けます。
- ・年度終了後（4月10日ごろ）、実績報告書を提出し、交付額確定を受けた後、請求書に基づき支払われます。支払い時期は5月末を予定しています。

<交付申請書>

- ①障害者グループホーム運営費補助金交付申請書（第3号様式）
- ②総括表（第4号様式）※複数ホームを申請する場合
- ③運営計画書（第5号様式、サテライト型住居は第5号様式の2）
- ④収支予算書（第6号様式）
- ⑤直近の決算書及び財産目録その他税務申告書一式
- ⑥建物の賃貸借契約書の写し ※建物借上補助を申請する場合
- ⑦その他市長が必要と認める書類

<実績報告書>

- ①障害者グループホーム運営費補助金実績報告書（第13号様式）
- ②総括表（第14号様式）※複数ホームを報告する場合
- ③運営状況報告書（第15号様式、サテライト型住居は第15号様式の2）
- ④収支決算書（第16号様式）
- ⑤当該収支計算に係る支出を証する書類その他証憑書類（人件費を証する書類は、賃金台帳の写し又はこれに類するものとする。）
- ⑥この要綱に基づく補助金以外の補助金等（補助金、助成金及び交付金をいう。）の交付を受けている場合は当該補助金等の決定通知書など交付額及び交付内容がわかる書類
- ⑦合計残高試算表その他これに類するもの
- ⑧障害者グループホーム運営費補助金交付決定通知書の写し
- ⑨障害者グループホーム運営費補助金変更承認通知書の写し（変更した場合）
- ⑩その他市長が必要と認める書類

4 加算の内容 (参照) 横浜市障害者グループホーム単独加算支給要綱

項目	基準額	算定方法	対象
建物借上加算	1人月額： 上限額内の額 下記単価表のとおり	上限額内の額×入居者数（月の初日時点） 上限額内の額は、月額家賃の1/2を定員で除した額（10円未満切り捨て）と上限額を比べて少ない方の額。日割り計算は行わないものとする。	事業者が障害者グループホームの建物を賃借するために要する経費
水道料金加算	1人月額 上限1,300円	単価×入居者数（月の初日時点） 日割り計算は行わないものとする。ただし、上限額に達しない場合は実費とする。	障害者グループホームの水道料金に要する経費

・この表における「入居者」とは、「横浜市が援護の実施機関である者」又は「横浜市以外の自治体が援護の実施機関である者で、当該自治体から家賃に係る助成金等を受給していない者」とする。ただし、体験利用者は除く。

○建物借上加算単価表（ホームの定員及び区域によって上限額を設定） (円)

区域	定員	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人
市街化区域	上限額	44,250	35,400	29,500	25,280	36,870	32,770	29,500
市街化調整区域 ※	上限額	37,500	30,000	25,000	21,420	31,250	27,770	25,000

※市街化調整区域の単価は、平成18年度以降に設置したホームに適用する。本体住居とサテライト型住居の区域が異なる場合は、本体住居の区域の単価を適用する。

項目	基準額	算定方法	対象
介護支援加算	1人月額 下記単価表のとおり	単価×入居者数(月の初日時点) 日割計算は行わないものとする。ただし、余剰金が発生する場合はこの限りではない。	区分2以上の入居者が入居中の障害者グループホームにおける利用者の支援に要する人件費

この表における「入居者」とは「横浜市が援護の実施機関である者」又は「横浜市以外の自治体が援護の実施機関である者で、当該自治体から人件費に係る助成金等を受給していない者」とする。ただし、体験利用者は除く。

○介護支援加算単価表（ホームの定員及び援助体制によって単価を設定） (円)

夜間支援体制	4人定員	5人定員	6人定員	7人定員	8人定員	9人定員	10人定員
夜勤または宿直体制あり	24,170	19,340	16,110	13,810	12,080	10,740	9,670
夜勤または宿直体制なし	18,000	14,400	12,000	10,280	9,000	8,000	7,200



項目	基準額	算定方法	補助対象
運営基本費	1人月額 (総合支援法の介護給付費・訓練等給付費に加算) 単価は単価表のとおり	単価×入居者数 ただし、月の途中で入退居があった場合は、日割計算とする。 <日割の計算式> (単価×在籍日数) ÷ 当月日数 = サービス単位数 ※サービス単位数の1円未満を切り捨て 【例】1月17日に入居した場合 4人定員、365日、区分2の単価で計算 (単価14,000円×在籍日数15日) ÷ 当月日数31日 = 6774.1935... → 6,774円 なお、当該月の初日の障害支援区分をその基準とする。	職員雇用費 旅費 役務費 需用費 その他入居者の援助に要する経費
サービス管理費	1人月額 5,000円	単価×入居者数 なお、サービス管理費については日割計算を行わないものとする。 月途中で別法人のグループホームに移った場合は、双方の法人で請求できます。	総合支援法の介護給付費・訓練等給付費の基本報酬が、個別支援計画未作成減算の対象とならない月(平成26年度以降)

・この表における入居者とは、「横浜市が援護の実施機関である者」とする。

○運営基本費単価表(ホームの定員及び援助体制によって単価を設定)

援助体制	障害支援区分	4人定員	5人定員	6人定員	7人定員以上
平日 運営	区分1以下	14,000円	18,000円	22,000円	18,000円
	区分2	2,000円	10,000円	16,000円	15,000円
	区分3	0円	3,000円	9,000円	8,000円
	区分4	0円	0円	1,000円	2,000円
365日 運営	区分1以下	27,000円	22,000円	25,000円	19,000円
	区分2	14,000円	12,000円	18,000円	16,000円
	区分3	5,000円	4,000円	9,000円	8,000円
	区分4	0円	0円	1,000円	2,000円

(注意) 次の場合は、通常と取扱いが異なりますので、ご注意ください。

事 例	取扱い
簡易入力システムにて本体請求はないが、加算（入院時支援加算、帰宅時支援加算等）の請求がある。	横浜市単独加算請求コード表の「イ 本体請求が0日の場合」の該当コードで請求する。
簡易入力システムにて本体請求および加算（入院時支援加算、帰宅時支援加算 等）ともに請求がない。	サービス管理費及び運営基本費は請求できない。 建物借上加算、水道料金加算及び介護支援加算は4半期ごとに請求書を提出する。

5 補助の内容 （参照）横浜市障害者グループホーム運営費補助要綱

補助項目	補助基準額	算定方法※	補助対象経費
建物借上補助	下記単価表(1)のとおり	1 ホーム(本体住居及びサテライト型住居を含む。)あたりの月額賃料の1/2を定員で除した額(10円未満切り捨て)と補助基準額を比べて、少ない方の額を補助額とする。	利用契約(体験利用を除く。)がない居室(サテライト型住居含む。)の賃料
サテライト型住居に係る家賃補助	35,400円	サテライト型住居の利用実施期間中、当該入居者のために確保している本体住居の空室の月額家賃と補助基準額のうち、少ない方の額を補助額とする。	当該入居者がサテライト型住居を利用開始した月から3年以内の本体住居の空室の家賃
要介護支援費	下記単価表(2)のとおり	補助基準額を補助額とする。	障害支援区分2以上の入居者が入居中のホームにおいて、利用契約(体験利用を除く。)がない居室(サテライト型住居含む。)に係る人件費

※算定の基準日は、すべて月の初日(1日)時点とする。

日割り計算は行わないものとする。ただし、余剰金が発生する場合はこの限りでない。

○単価表（1）建物借上補助（ホームの定員及び区域によって設定） （円）

定員	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人
市街化区域	44,250	35,400	29,500	25,280	36,870	32,770	29,500
市街化調整区域 ※	37,500	30,000	25,000	21,420	31,250	27,770	25,000

※市街化調整区域の単価は、平成18年度以降に設置したホームに適用する。本体住居とサテライト型住居の区域が異なる場合は、本体住居の区域の単価を適用する。

○単価表（2）要介護支援費（ホームの定員及び体制によって設定） （円）

夜間支援体制	4人定員	5人定員	6人定員	7人定員	8人定員	9人定員	10人定員
夜勤または宿直 体制あり	24,170	19,340	16,110	13,810	12,080	10,740	9,670
夜勤または宿直 体制なし	18,000	14,400	12,000	10,280	9,000	8,000	7,200

6 かながわシステムの過誤再請求について

- (1) 全国システム請求分を取消すと、かながわシステム請求分も自動的に取消されます。
- (2) かながわシステムの再請求を行う場合は、システムの関係上、再請求月の3営業日後に行ってください。請求エラーの原因となります。
- (3) 前月に行った過誤の金額と当月請求額の相殺処理の結果により、返金額が発生することがあります。過誤の金額の大きさに応じて次のように場合分けされます。

【例】

- ① 当月請求額（100万円） > 過誤の金額（40万円）
⇒ 100万円－40万円＝60万円が法人へ振込みされ、返金する必要はありません。
- ② 当月請求額（40万円） < 過誤の金額（100万円）
⇒ 100万円－40万円＝60万円の返金義務が生じます。
国保連から通知書が送られますので、納付期限までに振り込みを済ませてください。

第7節 特定障害者特別給付費のシステム外請求について

1 概要と請求時期

利用者が入院中などの理由で、自立支援給付費の基本報酬も入院時支援特別加算等の請求も無い月には、システムから特定障害者特別給付費だけの請求ができません。

共同生活援助担当に必要書類を提出し、適正な状態が確認されれば、システム外でお支払いします。請求期間外でも受付けています。適正な請求書を受理してから支払いまでは1～1.5か月程度かかります。

該当する場合は、横浜市障害者グループホームのホームページに掲載されている必要書類をご提出ください。

2 請求に必要な書類

- (1) システムで請求できない理由書（任意様式）
※市長あてに代表者名で作成してください。
- (2) 請求書
- (3) 訓練等給付費明細書
- (4) サービス提供実績記録票
- (5) 利用者の家賃負担額がわかる書類（重要事項説明書など）
- (6) 受給者証の写し

第8節 運営指導・監査について

（参照）横浜市指定障害福祉サービス事業者等指導及び監査実施要綱

1 運営指導の目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）及び関連法令等に基づいて、基本的事項の周知徹底をすることで、支援内容の質の確保及び、介護給付費等の支給の適正化を図ること。

2 根拠法令等

- ・ 障害者総合支援法
- ・ 横浜市指定障害福祉サービス事業者等指導及び監査実施要綱（以下「要綱」という。）

3 運営指導対象事業者の選定

- ・ 新規グループホームは開所の概ね翌年度、既存ホームは定期的実施
- ・ その他、調査確認が必要と認めた事業者

4 実施時期

7月～2月頃

5 当日までの事務

- (1) 当課から対象事業者へ通知をお送りします。
- (2) 当課から見学ホーム等の事前調整の連絡をします。
- (3) 2週間前までに「事前提出資料」を当課へ提出してください。
- (4) 「当日準備資料」を整えてください。

6 当日の流れ【例】

午前9：30 書類審査会場にて、当日準備資料の確認
(午前) グループホーム見学(1～4か所程度)
(午後) 関係書類の確認～ヒアリング～講評
午後5：00 終了

7 運営指導結果

後日、文書により事業者へ通知します。文書で指摘した事項については、事業者へ改善報告書の提出を求めます。

8 運営指導の事例について

運営指導において指摘が多かった事項を集団指導資料の「第3 グループホーム(3) 運営指導の事例について」にまとめています。運営指導等において同様の指摘を受けることがないように、各項目に該当するものがあれば、速やかに改善を図ってください。

9 運営指導と監査の違い

<指導>

指定障害福祉サービス事業者等に対し、主として障害者総合支援法等に定める自立支援給付費対象サービス等の取扱い及び自立支援給付に係る費用の請求等に関する事項について、周知徹底することを目的とする。

<監査>

指定障害福祉サービス事業者等のサービス等の内容等について、障害者総合支援法第49条、第50条、第51条の28、第51条の29、第67条及び第68条に定める行政上の措置に該当する内容であると認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合、又は自立支援給付に係る費用の請求について不正若しくは著しい不当が疑われる場合において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置をとることを目的とする。

※運営指導中に以下に該当する状況を確認した場合は、運営指導を中止し、直ちに監査を行うことができる。(要綱第8条)

- ① 著しい運営基準違反が確認され、利用者及び入所者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合
- ② 自立支援給付に係る費用の請求に誤りが確認され、その内容が、著しく不正な請求と認められる場合

